



補助金

松田町未来トップランナー育成応援事業助成

問 教育課

☎(83)7021

文化、芸術やスポーツにおいて活躍する青少年の保護者に対し、費用の一部を助成します。

対 町出身の中学生、高校生で県規模の選考会などを経て、県以上の区域を代表して上位大会に出場する方の保護者

就学援助制度（新入学児童生徒学用品費などの入学前支給）

問 教育課

☎(83)7023

町では、令和4年4月に松田町立小・中学校に入学予定のお子さんがあるご家庭で、経済的な理由により就学が困難なお子さんの保

護者に対して、入学のために必要となる学用品などの購入費用を入学前に支給します。援助を受けることができます。援助を受けることができる家庭のおおよその目安については、お問い合わせください。

申 重要保護および準要保護児童生徒就学援助費交付申請書に必要事項を記入し、教育委員会に提出してください。申請書は、教育委員会窓口または町公式サイトにあります。

期 2月1日（火）

【支給金額】

国の定める基準に基づき支給金額が決定されます。

【結果の通知】

申請書の提出後、教育委員会にて審査を行い、認定・不認定の結果を通知します。

※審査に必要な問い合わせや、書類の追加提出をお願いします。ご了承ください。

勤労者住宅資金利子補助制度

問 観光経済課

☎(83)1228

町内で自己居住の新築・購入・増改築をした勤労者の方の住宅資金融資の支払い利子の一部を補助いたします。令和3年分の申請受付は1月4日（火）から1月31日（月）までです。

【対象融資機関】

本店、支店または出張所が神奈川県内に所在する金融機関

【補助額】

当初借入金（50万円以上3000万円まで）の0.2%×利子償還月数÷12か月



町営駐車場利用者募集

問 総務課 ☎(83)1221

【町営仲町屋臨時駐車場】

町が管理する広々とした駐車場です。JR松田駅まで徒歩8分、新松田駅まで徒歩5分の場所にあります。

費 6000円（台・月）

【町営臨時駐車場】

JR松田駅の隣です。〈おススメポイント〉

※入庫直後20分間は無料です

費 1時間当たり100円、1日最大料金800円

※入庫後24時間で再計算されます（24時間いつでもご利用可能です）



家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出してください

問 税務課

☎(83)1224

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。令和3年中に家屋を取り壊した方は、税務課

まで「家屋滅失届」を提出してください。届け出がないと課税されることがありますので、ご注意ください。なお、法務局で滅失登記の手続きが済んでいる方は、届け出の必要はありません。

期 1月31日（月）

※届出書類は税務課または町公式サイトにあります

家屋を改修された方へ固定資産税減額制度のお知らせ

問 税務課

☎(83)1224

家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分限り、減額されます。要件などの詳細については、お問い合わせください。

【耐震改修工事・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅】当該家屋に係る固定資産税額（バリアフリーは100㎡、耐震・省エネ改修は120㎡まで）